平成２６年（フ）第２９８号
山梨県甲府市荒川２丁目３番24号　スカイハイム荒川105
破産者　熊谷　勝弥
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５４０号
静岡市清水区尾羽156番地の１　レオパレスカサボニータ206、旧住所静岡県掛川市下俣南２丁目22番５号　ヒルズＭ＆Ｏ206
破産者　秋田　洋平
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２５７号
静岡県富士市永田北町10番26号　カーサベルテサノ201号
破産者　加茂佐和子
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第５１号
兵庫県たつの市揖西町新宮508番地
破産者　ボディショップＨＩＲＯこと　梶原　誠
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２６年（フ）第５４号
兵庫県宍粟市一宮町公文895番地１
破産者　小林　義典
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２６年（フ）第８６号
島根県大田市大田町大田ハ118番地
破産者　小谷　浩
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第２号
島根県大田市朝山町朝倉1367番地
破産者　嶋林　良信
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２６年（フ）第２４５号
香川県高松市茜町26番10　第一青春ハイツ1306号、住民票上の住所香川県高松市茜町26番10―305号
破産者　村上　大志
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３７号
福岡県八女郡広川町大字広川51番地３
破産者　神山　隆二
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部

平成２６年（フ）第５７号
福岡県八女市馬場380番地１　リバーフィールドＡ211号
破産者　古賀佐絵子
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部

平成２６年（フ）第２５９号
長崎県長崎市昭和２丁目５番15号　上田ハイツ201、旧住所長崎県長崎市石神町37番４号野口ハイツ102
破産者　浦　達彦
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３０１号
長崎県長崎市界２丁目７番７号　七福荘Ａ棟201
破産者　松島留美子
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部公告第15号

大手町二丁目地区第一種市街地再開発事業に係る権利変換計画について、都市再開発法施行令（昭和44年政令第232号。以下「令」という。）第25条第４号に掲げる軽微な変更をしたので、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第86条第１項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

平成27年３月27日

独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部
本部長　新居田滝人

記

1　第一種市街地再開発事業の名称
大手町二丁目地区第一種市街地再開発事業
2　施行者の名称
独立行政法人都市再生機構及びエヌ・ティ・ティ都市開発株式会社
3　事務所の所在地
東京都中央区八重洲一丁目３番７号
4　権利変換計画に係る施行地区に含まれる地域の名称
東京都千代田区大手町二丁目地内
5　権利変換計画の認可を受けた年月日
平成26年３月20日
6　権利変換計画について令第25条第４号に掲げる軽微な変更をした年月日
平成27年３月19日

以　上

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構西日本支社公告第９号

平成25年９月６日独立行政法人都市再生機構西日本支社公告第８号で公告した、公共下水道工事の一部が次のとおり完了したので、独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第18条第５項の規定に基づき公告する。

平成27年３月27日

独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長　伊藤　　治

特定公共施設の種類及び名称	工事の区域又は区間	工事の種類	工事完了日
茨木都市計画下水道事業 茨木市安威川流域関連公共下水道 処理分区 西部第１分区の一部、中部分区の一部 排水区 国文第６－１－１排水区の一部、国文第６－２－１排水区の一部、国文第６－２－３排水区の一部、国文第10－１－１分区、国文第10－１－３分区	（処理区） 大阪府茨木市粟生岩阪、佐保、清水、宿久庄の一部 （排水区） 大阪府茨木市粟生岩阪、佐保、清水、宿久庄の一部	公共下水道工事	平成27年３月27日

車両制限令第３条第１項第２号イに定める道路の指定の公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第11号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条第１項の規定により読み替えて適用される車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、次のとおり指定する。

平成27年３月27日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長　勢山　**廣**直

１．指定する道路の路線名及び区間

路　線　名	区　間
①一般国道468号 （首都圏中央連絡自動車道）	埼玉県久喜市原字大谷724番８地先から 茨城県猿島郡境町大字西泉田字上野原1240番９地先まで